

新型コロナウイルス感染症に係る 県税の申告・納付期限の延長について

1 熊本県税条例に基づく申告・納付等の期限の延長について

新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」といいます。）の影響により、申告・納付を行うことが困難な場合、個別の申請により、申告・納付期限の延長が認められます。（熊本県税条例第15条第3項）

<申告・納付を行うことが困難な場合の例>

- (1) 納税者本人、法人の役員や従業員、税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含みます。）が感染症に感染した場合。
- (2) 納税者本人、法人役員、経理責任者などが、現在、外国に滞在しており、入出国に制限等がある場合。
- (3) 企業、税理士事務所等において、感染拡大防止のため、休業や職員の休暇取得の勧奨を行い、通常の業務体制が維持できない状況が生じた場合。
- (4) 取引先や関係会社において感染症による影響が生じていることなどにより、決算作業等が間に合わず、期限までの申告等が困難な場合
- (5) 感染拡大防止のため定時株主総会の開催時期を遅らせる等の緊急措置を行った場合。

※ 上記は例示ですので、上記以外の場合も、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合、個別に申告・納付期限の延長が認められます。

2 延長の申請方法

熊本県税条例施行規則第11条の10の規定による別記第19号の8様式「提出期限延長申請書」及び同第12条の規定による別記第20号様式「納期限延長申請書」（以下、「延長申請書」といいます。）の提出による他、**申告書等の余白に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載のうえ申告していただくことにより、延長申請書が提出されたものとして取扱います。**

※電子申告の場合

電子申告を利用されている場合、法人名称に続けて、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力のうえ申告してください。

3 申告期限と納付期限

2の方法により、延長の申請をされた場合、延長申請書に記載された期限を申告納付期限とし、申告書等の余白に記載されたものの申告期限及び納付期限は、原則として申告書の提出日となります。

4 提出・お問合せ先

裏面のとおりに

■提出先・お問い合わせ先

お住まいの地域	申告等対象の税目	相談先	電話番号	所在地
熊本市、宇土市、 宇城市、下益城郡、 上益城郡 (不動産取得税につ いては、取得した不 動産所在地)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人県民税、法人事業税 ※ ・ 個人事業税 ・ 県たばこ税 ※ ・ ゴルフ場利用税 ※ ・ 軽油引取税 (免税軽油を含む) ・ 産業廃棄物税 ・ 自動車税の減免受付 	県央広域本部 税務部 課税第一課	(096)333-3200 (代表)	〒862-8571 熊本市中央区水前寺 6丁目18-1 ※令和元年(2019 年)11月5日に上記 の場所に移転しまし た。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産取得税 ・ 狩猟税 ・ 鉱区税 ※ 	県央広域本部 税務部 課税第二課		
荒尾市、玉名市、 山鹿市、菊池市、 合志市、阿蘇市、 玉名郡、菊池郡、 阿蘇郡 (不動産取得税につ いては取得した不動 産所在地)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業税 ・ 不動産取得税 ・ 軽油引取税 (免税軽油を含む) ・ 狩猟税 ・ 産業廃棄物税 ・ 自動車税の減免受付 	県北広域本部 総務部 課税課	(0968)25-4124	〒861-1331 菊池市隈府1272-10
八代市、水俣市、 人吉市、八代郡、 葦北郡、球磨郡 (不動産取得税につ いては取得した不動 産所在地)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業税 ・ 不動産取得税 ・ 軽油引取税 (免税軽油を含む) ・ 狩猟税 ・ 産業廃棄物税 ・ 自動車税の減免受付 	県南広域本部 総務部 課税課	(0965)33-3180	〒866-8555 八代市西片町1660
天草市、上天草市、 天草郡 (不動産取得税につ いては取得した不動 産所在地)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業税 ・ 不動産取得税 ・ 軽油引取税 (免税軽油を含む) ・ 狩猟税 ・ 産業廃棄物税 ・ 自動車税の減免受付 	天草広域本部 総務部 税務 課	(0969)22-4239	〒863-0013 天草市今釜新町 3530
県下全市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車税 ※ 	自動車税 事務所	(096)368-4300	〒862-0901 熊本市東区東町4丁 目14-37

※の税については、県内全域を担当

※自動車税の減免については、各広域本部又は自動車税事務所に御相談いただけます。